



資料3



福島労発基 0112 第2号
令和5年1月12日

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子 殿

福島労働局長
河西直人



福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス
製造業最低工賃の改正決定について(諮問)

家内労働法第10条の規定に基づき、別紙の理由により、福島県電気機械器具、
情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃(令和2年福島労働局最低
工賃第1号)の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。



最低工賃改正諮問理由

家内労働法第13条において、最低工賃は、地域の最低賃金との均衡を考慮して決定することとされており、福島県内の最低工賃については、平成15年度以降3年に一度見直すこととしている。

「福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃」については、令和2年9月に改正しているところ、令和2年から令和4年までの3年間で、福島県最低賃金（時間額）は、7.52%（額にして60円）引き上げられている。

これらにあわせた最低工賃の改正は、家内労働者の労働条件の向上を図り、もって家内労働者の生活の安定に資することとなる。

以上のことから、妥当な最低工賃について審議する必要があると判断したものである。



令和5年2月8日

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子 殿

福島地方労働審議会
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電
子部品・デバイス製造業最低工賃専門部会
部会長 藤野 美都子

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス
製造業最低工賃の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年1月12日、福島地方労働審議会において付託され
た福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工
賃の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達し
たので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益委員

部会長

藤野 美都子

部会長代理

野地 誠

伊藤 利行

家内労働者委員

大越 香代子

塩澤 基

松原 喜憲

委託者委員

安達 和久

佐藤 卓也

高橋 美子

別紙

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
令和5年5月1日

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

別表

対象業務	内 容	金 額
コネクタ差し	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。	1端子につき36銭

(備考)コネクタとは接続子であり、コネクタ差しは、カプラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。

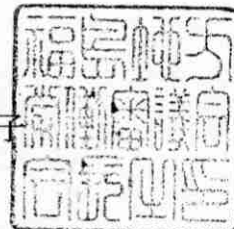


写

福島労審発第3号
令和5年2月8日

福島労働局長
河西直人 殿

福島地方労働審議会
会長 藤野 美都子



福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス
製造業最低工賃の改正決定について（答申）

当審議会は、令和5年1月12日付け福島労発基0112第2号をもって貴職から諮問のあった標記について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり
の結論に達したので答申する。

別 紙

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者
福島県の区域内で電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 最低工賃額
別表のとおり
- 4 効力発生の日
令和5年5月1日

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃

別表

対象業務	内容	金額
コネクタ差し	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう。	1端子につき36銭

(備考)コネクタとは接続子であり、コネクタ差しは、カプラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。

(案)

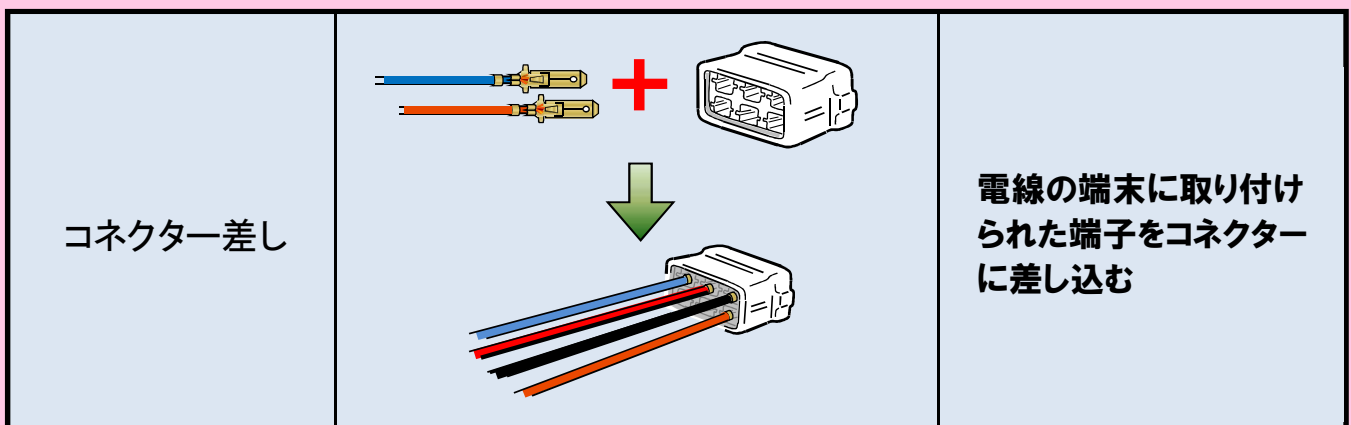
福島県電気機械器具、情報通信機械器具、 電子部品・デバイス製造業最低工賃

福島県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低工賃が下記のとおり改正され、**令和5年5月1日から** 福島県全域に適用されます。**12**

対象業務	内容	金額
コネクタ差し	電線の末端に取り付けられた端子をコネクタに差し込むことをいう	1端子につき 36銭

(備考)コネクタとは接続子であり、コネクタ差しは、カプラー差し又はハウジング入れとも呼ばれ、これら全てを含むものである。

対象業務略図



最低工賃についてのご照会、ご相談は下記へお問い合わせください。

福島労働局 賃金室

福島市霞町1番46号 福島合同庁舎

TEL 024-536-4604

福島労働基準監督署 024(536)4611

郡山労働基準監督署 024(922)1370

いわき労働基準監督署 0246(23)2255

会津労働基準監督署 0242(26)6494

白河労働基準監督署 0248(24)1391

須賀川労働基準監督署 0248(75)3519

喜多方労働基準監督署 0241(22)4211

相馬労働基準監督署 0244(36)4175

富岡労働基準監督署 0240(28)0170